

令和6年度 農業用廃プラスチックリサイクル回収のお知らせ

八幡平市農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、農業用廃プラスチックの適正な処理のため、対象品目の回収を次のとおり行います。

■ 回収日／場 所

安代地区：6月11日（火）／ 目名市JA花き集荷場

松尾地区：6月12日（水）／ 山道JA野菜集荷場

西根地区：6月13日（木）・14日（金）／ 平笠JA真空予冷庫

■ 受付時間（いずれも）午前10時～午後3時（正午～午後1時までを除く）

■ 回収対象品目

・塩化ビニール …… ハウスやトンネル用ビニール

・ポリエチレン …… マルチ等のフィルム、肥料袋、水稻用育苗箱、牧草ラップフィルム等

※上記回収品目以外（ブルーシートや塩ビパイプ等）は回収できません。

■ 処理料金

・リサイクルできるもの 56.5円/kg（税込）

（処理費用71.5円/kg - 市補助金15円/kg = 農家負担金56.5円/kg）

・劣化や汚れ等によりリサイクルできないもの 133.5円/kg（税込）

（処理費用148.5円/kg - 市補助金15円/kg = 農家負担金133.5円/kg）

※農業用廃プラスチックは、産業廃棄物に指定されていることから、

市清掃センターへ持ち込みできません。

■ 注意事項

・この廃プラ回収では、インボイス制度に対応した領収書を発行できません。

（消費税の控除には使えない領収書になります。）

・必ず分別して搬入すること。

・約15kg程度に圧縮、梱包して搬入すること（梱包方法は、裏面をご覧ください。）。

・泥や土はキレイに落とし、異物は混入しないこと。

・農薬ボトルはJAで行う「廃棄農薬回収」の際に、JA資材店舗へお出しください。

野焼きや無許可での埋め立てをすると、法律で罰せられます。

・野焼き 5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金、又は併科

・埋立 5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金、又は併科

《裏面もご覧ください→→》

梱包方法等詳細について

必ず分別して梱包してください。また、石・金属・パッカー・バインダー紐など、廃プラスチック以外の異物は絶対混入させないでください。

リサイクル対象となるもの 56.5 円/kg(税込)

【塩化ビニール】

パイプハウスやトンネル用のビニールなどの内、「農ビ」と印刷されているもの
※ ブルーシートの回収はできません。

【ポリエチレン】

マルチ、肥料袋、育苗箱、牧草ラップフィルムの他、「塩ビ」以外のハウスビニールなど

《梱包方法等》

- 自分で持ち運びできる大きさにまとめる(約 15 kg程度)。
- バラけないよう、塩ビの紐(ハウスビニールを紐状に切って)で結束する。
- ハウスバンド(紐)は、取り外す。
- 糸入りビニールは、回収できません。



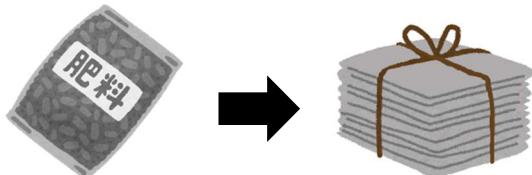
《梱包方法等》

- 牧草ラップフィルムは、色別に分け、各々 1 m四方以内に梱包する。

(梱包例)

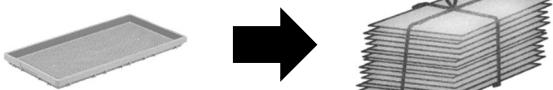


- バラけないよう、ポリの紐(マルチなどを紐状に切って)で結束する。



(肥料袋は、1枚ずつ重ねて紐でしばる)

- 育苗箱等は、同じ種類の物を重ね、ポリの紐でバラけないように結束する。



- 農薬ボトルの回収はできません。

リサイクル対象外となるもの 133.5 円/kg(税込)

回収対象品目で、劣化や汚れ等によりリサイクルに適さないもの。

《詳しくは、JA新しいわて西根グリーンセンターにお問い合わせください。》

TEL 0195-75-0788

八幡平市農業用廃プラスチック適正処理推進協議会